

(表)

様式第1号(第4条関係)

大阪狭山市本人通知制度事前登録申込書

令和 年 月 日

(あて先) 大阪狭山市長

申 込 者	住 所	〒 ー	
	氏 名		
	連 絡 先		
申 込 者 の 区 分	1 本人 2 法定代理人 3 代理人		
上 記 が 法 定 代 理 人 の 場 合 の 区 分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人		

大阪狭山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

通知を希望する者の氏名(住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所			
本 籍		筆頭者	
連 絡 先			

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	事前登録	本人等の確認書類		備 考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

(裏)

## 大阪狭山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、大阪狭山市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書及び戸籍（除籍含む。）記録事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（自己等<sup>(注)</sup>の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知し、証明するものです。

(注) 自己等・・・(住民票関係) 自己又は自己と同一の世帯に属する者

(戸籍関係) 自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に大阪狭山市住民票の写し等交付本人通知書（以下「本人通知書」という。）を送付します。
- 3 本人通知書は、事前登録者に係る住民票写し等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、事前登録者と同一の住民票、戸籍等に記録され、又は記載されている人であっても事前登録をしていなければ交付の対象とはなりません。
- 4 事前登録を希望する人（以下「事前登録希望者」という。）は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。
- 5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
  - (1) 事前登録希望者又は事前登録者が疾病等により直接、申込み又は証明書の交付申請をすることができない場合
  - (2) 他の市区町村に居住している場合
- 6 転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。
- 7 なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。
- 8 本制度に基づく通知は、あくまでも住民票の写し等を交付した事実を通知するものです。詳しい請求内容についてはご本人から個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の開示請求を行っていただく必要があります。ただし、即日の開示はできませんし、第三者に関する情報は開示できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。